

## 議第39号

三島市水道事業及び公共下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例案

三島市水道事業及び公共下水道事業の設置等に関する条例（昭和41年三島市条例第23号）の一部を次のように改正する。

別表第2 公共下水道事業（流域関連公共下水道事業を除く。）の項中「947.1ヘクタール」を「946.6ヘクタール」に、「48,800人」を「46,700人」に、「30,400立方メートル」を「29,300立方メートル」に改める。

### 附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

令和7年3月18日提出

三島市長 豊岡 武士